

<選択式>

科目 労働基準法及び労働安全衛生法

分野	賃金の支払・休業手当、労働安全衛生法の目的・安全衛生管理体制			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	17	平均賃金	最判昭和 62 年 4 月 2 日 (あけぼのタクシー事件)
B	12	支給対象期間と時期的に対応する期間	最判昭和 62 年 4 月 2 日 (あけぼのタクシー事件)
C	19	労働時間	労基法 27 条
D	4	快適な職場環境	安衛法 1 条
E	18	労働衛生コンサルタント	安衛則 10 条

コメント

A・Bについては、平成 23 年度の選択式で出題された最高裁判例である。Aはその際にも空欄とされた箇所であり、必ず正解したい。Bは難しいので正解できなくても構わない。

C～Eはいずれも基本的な問題であり、正解できたのではないかな。

合格レベルにある受験生であれば、4点は確保できる問題である。

<選択式>

科目 労働者災害補償保険法

分野	総則・費用徴収			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	2	労働基準	労災法 12 条の 8 第 2 項
B	4	二次健康診断等	労災法 7 条 1 項 3 号
C	3	傷病	労災法 21 条 6 号
D	4	10 日	労災法 31 条 1 項、平成 17 年基発 0922001 号
E	4	1 年	労災法 31 条 1 項、平成 17 年基発 0922001 号

コメント

A～Cは、基本的な問題であり、3つとも正解できたのではないかと。
D・Eは、平成 27 年度の本試験（択一式）で出題されている。少なくともEは正解したい。
合格レベルにある受験生であれば、4点は確保できる問題である。

<選択式>

科目 雇用保険法

分野	待期・育児休業給付			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	5	疾病又は負傷	雇用法 21 条
B	7	通算して 7 日	雇用法 21 条
C	2	休業を開始した日	雇用法 61 条の 4 第 1 項
D	16	引き続き 30 日	雇用法 61 条の 4 第 1 項
E	12	通算して 12 箇月	雇用法 61 条の 4 第 1 項

コメント

A・Bは「待期」、C～Eは「育児休業給付金」に関する問題。
基本的な内容を問うものであり、選択肢も素直に設定されている。
満点の方も多いかもしいない。

<選択式>

科目 労務管理その他労働に関する一般常識

分野	職業能力開発促進法・女性活躍推進法・就業構造基本調査（総務省）			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	15	技能士	職業能力開発促進法 50 条 1 項
B	7	35	「平成 29 年度より若者の技能検定受検料が減額されます」厚生労働省パンフレットより。
C	12	えるぼし	女性活躍推進法 10 条及び平成 27 年厚労告 482 号
D	18	すべての年齢階級で上昇	平成 29 年就業構造基本調査（総務省）
E	2	2	平成 29 年就業構造基本調査（総務省）

コメント

クレアールのテキストに記載があるのは、A のみ。

<選択式>

科目 社会保険に関する一般常識

分野	船員保険法・介護保険法・国民健康保険法・確定拠出年金法			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	16	その資格を喪失した後 3 か月以内	船員保険法 72 条 2 項
B	2	50,000 円	船員保険令 6 条
C	18	その保健医療の向上及び福祉の増進	介護保険法 115 条の 46 第 1 項
D	5	安定的な財政運営	国民健康保険法 4 条 2 項
E	11	障害認定日から 70 歳に達する日の前日	確定拠出年金法 37 条 1 項

コメント

BとCで2点は確保したい。それ以外は難問である。
基準点が2点以下に引き下げられる可能性が高い。

<選択式>

科目 健康保険法

分野	任意継続被保険者・傷病手当金・全国健康保険協会の準備金			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	8	9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する	健保法 47 条
B	6	4月5日から	健保法 99 条 1 項、昭和 32 年保発第 2 号の 2
C	17	日	昭和 26 年保文発第 419 号
D	13	当該事業年度及びその直前の 2 事業年度	健保令 46 条 1 項 2 項
E	9	12 分の 1	健保法 160 条の 2 健保令 46 条 1 項

コメント

A～Cで3点を確保したい。D・Eも決して難しくはないが、自信をもって選べなかった方が多いのではないかな。

<選択式>

科目 厚生年金保険法

分野	保険料等の督促・調整期間・給付通則			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	17	発する日から起算して10日	厚年法 86 条 4 項
B	8	24 か月分以上及び5千万円以上	厚年令 4 条の 2 の 16、厚年則 99 条、101 条
C	19	保険給付の額	厚年法 34 条 1 項
D	2	3 月から翌年 2 月	厚年法 36 条の 2 第 2 項
E	15	当該 2 月の支払期月	厚年法 36 条の 2 第 2 項

コメント

AとCは確実に正解したい。Bは選択肢を見て迷われた方が多いのかもしれない。平成28年度は国民年金の選択式で同じ部分が問われた。ただし、月数及び金額は異なる。

D・Eは「2月期支払の年金の加算」である。Eは正解したい。

<選択式>

科目 国民年金法

分野	積立金の運用・保険料の納期限			
難易度	難しい	やや難	普通	簡単

	解答	入る語句	根拠条文等
A	8	将来の給付の貴重な財源	国年法 75 条
B	1	国民年金事業の運営の安定	国年法 75 条
C	20	保険料の徴収上有利	国年法 92 条の 2 の 2 第 2 項
D	17	納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日	国年法 97 条 1 項
E	16	納期限の翌日から 3 月	国年法 97 条 1 項

コメント

過去に何度も出題されているオーソドックスな問題である。

Cの指定代理納付者による納付（クレジットカード納付）については、口座振替による納付と同じと考えて正解できたのではないかと。最低でも4点は確保したい。